

令和4年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

令和4年5月23日 開会

令和4年5月23日 閉会

大東四條畷消防組合議会

令和4年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

目 次

第1日（令和4年5月23日）（月）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	2
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第1 議席の指定について	4
○日程第2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第3 会期決定について	4
○日程第4 議会議案第1号上程	4
○日程第5 議長の選挙について	6
○日程第6 議席の変更及び指定について	8
○日程第7 議会議案第2号上程	9
○日程第8 副議長の選挙について	10
○日程第9 議案第4号上程	11
理事者説明	11
採決	12
○日程第10 議案第5号上程	12
理事者説明	12
質疑	13
採決	13
○日程第11 議案第6号上程	13
理事者説明	13
質疑	14
採決	14
○日程第12 議案第7号上程	14
理事者説明	14
質疑	15
採決	17
○日程第13 議案第8号上程	17
理事者説明	17
質疑	18
採決	19
○日程第14 議案第9号上程	19

理事者説明	20
質疑	20
採決	22
○閉会	23

令和4年 大東四條畷消防組合議会第1回臨時会（第1日）

令和4年5月23日（月）

○ 議 事 日 程

第1			議席の指定について
第2			会議録署名議員の指名について
第3			会期決定について
第4	議会議案	第1号	議長の辞職許可について
第5	選挙	第1号	議長の選挙について
第6			議席の変更及び指定について
第7	議会議案	第2号	副議長の辞職許可について
第8	選挙	第2号	副議長の選挙について
第9	議案	第4号	大東四條畷消防組合監査委員の選任について
第10	議案	第5号	財産の取得について
第11	議案	第6号	財産の取得について
第12	議案	第7号	大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める 条例について
第13	議案	第8号	大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例について
第14	議案	第9号	大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から第14まで

○議員定数9名

出席議員8名

1番 児玉 亮

2番 天野 一之

3番 大東 真司

4番 小南 市雄

5番 水落 康一郎

7番 森本 勉

8番 吉田 裕彦

9番 瓜生 照代

欠席議員1名

6番 渡辺 裕

○説明者

管理者

東坂 浩一

消防長

瀧田 昭彦

副管理者

東 修平

消防次長兼四條畷消防署長

西岡 栄治

会計管理者

田川 愛実

大東消防署長

木村 真敏

次長兼予防課長	平田 繁樹	予防課参事	井藤 健
次長兼警防課長	河野 哲輝	警防課参事	北口 昌宏
総務課長	堤 悟士		

○職務のため出席した者

総務課長補佐	浅川 憲一	総務課長補佐	古川 智広	予防課長補佐	片山 和広
警防課長補佐	加藤 久夫				

○事務局

総務課上席主査	春日 直樹	総務課上席主査	藤川 俊輔	総務課主査	清親 勇亮
---------	-------	---------	-------	-------	-------

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合監査委員の選任について
- ・財産の取得について
- ・財産の取得について
- ・大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める条例について
- ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【開会 13時30分】

(大東議長) これより、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、人事案件1件、財産の取得に伴う承認2件、条例の制定並びに条例の一部改正2件の合計6件でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(大東議長) 次に、事務局より議員の出席状況の報告をお願いします。

(春日総務課上席主査) 渡辺議員は欠席する旨の届出がございましたので、ご報告を申し上げます。

(大東議長) 本日は、8名の出席をいただいております。議会は成立いたします。

この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(春日総務課上席主査) ご報告をさせていただきます。

四條畷市議会より選出されておりました岸田議員が当組合議員の職を辞職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、吉田議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。

以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(大東議長) これより、議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席につきましては、ただいまご着席のとおりとさせていただきます、私、大東は9番といたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(大東議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号1番 児玉議員、7番 森本議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(大東議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【休憩13時35分】

(9番 大東議長退席)

【再開13時36分】

【日程第4 議長の辞職許可について】

(森本副議長) 議長を交代いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま大東議長より議長辞職願が提出されましたので、この際、議長の辞職許可についての件
を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定い
たしました。

なお、日程番号については、本件を日程第4といたします。

それでは、日程第4 議会議案第1号 議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(春日総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いし
ます。

令和4年5月23日

大東四條畷消防組合議会議員 大東 真司

大東四條畷消防組合議会副議長 森本 勉 様

以上です。

(森本副議長) お諮りいたします。

大東議長の議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって大東議長の議長辞職は許可されました。

【9番 大東議員復席】

ただいま議長を辞職されました大東議員よりご挨拶をいただきます。

(大東議員) 議長の辞職に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思っております。

昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではありましたが、議長の職
責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日こうして議長の職を辞する日を迎えられましたのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理事
者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。今後とも、組合議員として、責務を果たしてま
いりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(森本副議長) ありがとうございました。

ただいま議長を辞職されました大東議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げま
す。

大束議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心・安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま、大束議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

【日程第5 議長の選挙について】

(森本副議長) 日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は8名です。投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布漏れなしと認めます。

(投票箱設置)

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼の順番により投票願います。

投票順は議席番号順とし、私、森本を最終といたします。

点呼を命じます。

(春日総務課上席主査) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 小南議員、4番 水落議員、5番 瓜生議員、8番 吉田議員、9番 大束議員、7番 森本議員。

以上でございます。

(投票終了)

(森本副議長) 投票漏れはありませんか。

【「なし」の声あり】

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、2番 天野議員、8番 吉田議員を指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票8票。

無効投票0票。

有効投票中、瓜生議員8票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、瓜生議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された瓜生議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、瓜生議員にご挨拶を受けることといたします。

(瓜生議員) ただいま、皆様方のご推挙を賜り議長に当選させていただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後、議会運営におきまして、大東市、四條畷市の消防行政の更なる推進に懸命の努力を傾注し、この大役を果たしたく存じます。至りませんけれども、議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方におかれましては、どうか温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(森本副議長) 以上で私の職務は終わりとさせていただきます、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【休憩 13時49分】

(7番 森本副議長復席)

【再開 13時50分】

【日程第6 議席の変更及び指定について】

(瓜生議長) 議長を交代いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第3条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(春日総務課上席主査) 1番 児玉議員、2番 天野議員、3番 大東議員、4番 小南議員、5番 水落議員、6番 渡辺議員、7番 森本議員、8番 吉田議員、9番 瓜生議員。

以上でございます。

(瓜生議長) お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読したとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。
暫時休憩いたします。

【休憩 13時51分】

(7番 森本副議長退席)

【再開 13時52分】

【日程第7 副議長の辞職許可について】

(瓜生議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま森本副議長より副議長辞職願が提出されましたので、この際、副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第7といたします。

それでは、日程第7 議会議案第2号 副議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(春日総務課上席主査) 辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会副議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。

令和4年5月23日

大東四條畷消防組合議会議員 森本 勉

大東四條畷消防組合議会議長 瓜生 照代 様

以上です。

(瓜生議長) お諮りいたします。

森本副議長の副議長辞職を許可することにご異議はございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって森本副議長の副議長辞職は許可されました。

【7番 森本議員復席】

ただいま副議長を辞職されました森本議員よりご挨拶をいただきます。

(森本議員) 副議長を退任するに当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。
この1年間、議員皆様のご協力を頂戴いたしまして、無事、議長のもとに副議長を務めさせていただくことができました。これもひとえに議員各位の皆様方のご協力のたまものと、厚くお礼を申し上げます。

また、管理者をはじめ理事者の皆さま方にも大変ご協力を頂戴いたしましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

微力ではございますが、今後とも一生懸命頑張っまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(瓜生議長) ありがとうございます。

ただいま、副議長を辞職されました森本議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

森本議員は、議長のおよき補佐役として職務に精励され、議会運営にご尽力いただきました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも消防組合の発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま、森本議員の副議長辞職に伴って副議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により副議長選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第8といたします。

【日程第8 副議長の選挙について】

(瓜生議長) 次に、日程第8 選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

副議長に小南議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました小南議員を副議長の当選人と定め同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。

よって、ただいま指名いたしました小南議員が副議長に当選いたしました。当選いたしました小南議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、小南議員よりご挨拶を受けることにいたします。

(小南議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、副議長に選任いただきましたことは、身に余る光栄でございます。厚くお礼申し上げます。

今後、議会運営につきましては、皆様のご指導をいただきまして、瓜生議長のよき補佐役としてこの大役を果たしてまいる所存でございます。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、簡単措辞ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【日程第9 大東四條畷消防組合監査委員の選任について】

(瓜生議長) 次に、日程第9 議案第4号 大東四條畷消防組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

森本議員には、地方自治法第117条の規定により、ご退場のほどお願いいたします。

(7番 森本議員退場)

(瓜生議長) 理事者に説明を求めます。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 議案第4号 大東四條畷消防組合監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、種々検討いたしました結果、森本議員が最も適任と思料されますので、地方自治法第196条第1項の規定により、その選任につきまして議会に同意を求めるものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

(瓜生議長) これより、本件に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。
お諮りいたします。

本件を原案のとおり、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員でございます。

よって議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

退場願っております森本議員の入場をお願いいたします。

【7番 森本議員復席】

(瓜生議長) 森本議員に申し上げます。

本件について、ただいまの審議の結果、原案に同意することに決しました。

この際、森本議員よりご挨拶を受けることにいたします。

(森本議員) ただいま議員各位のご同意を賜り、議会選出の監査委員に選任いただきましたことは、この上なく光栄に存ずるところであり、その責任の重大さを痛感しております。

この上は、皆様方のご指導と私の議会経験などを十分に生かしながら、消防組合の行財政の適正かつ公正な遂行に努めてまいる所存であります。

どうか、組合議員各位並びに理事者各位のなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

【日程第10 財産の取得について】

(瓜生議長) 次に、日程第10 議案第5号 財産の取得について、理事者の説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 議案第5号 財産の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本件は、車両更新整備計画に基づく、CD-1型消防ポンプ自動車の購入によるものであり、購

入予定価格が2千万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、6者による指名競争入札を実施しました結果、株式会社モリタ関西支店が5千333万9千円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料1ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りました後、本契約を締結し、購入の予定でございます。

なお、当該車両につきましては、大東消防署西分署に配置する予定としております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 本議案に対する質疑通告はございません。

質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第5号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

【日程第11 財産の取得について】

(瓜生議長) 次に、日程第11 議案第6号 財産の取得について、理事者の説明を求めます。

(河野次長兼警防課長) 議長

(瓜生議長) 河野次長兼警防課長

(河野次長兼警防課長) 議案第6号 財産の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本件は、車両更新整備計画に基づく、高規格救急自動車の購入によるものであり、購入予定価格が2千万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、2者による指名競争入札を実施しました結果、大阪トヨペット株式会社法人営業部が2千486万円で落札したものでございます。

購入物品、契約金額、企業の経営規模等の概要につきましては、お手元に別途配布しております議案説明資料3ページのとおりでございます。

物品購入契約は、現在仮契約中でありまして、本会議の議決を賜りました後、本契約を締結し、購入の予定でございます。

なお、当該車両につきましては、四條畷消防署田原分署に配置する予定としております。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 本議案に対する質疑通告はございません。
質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決に入ります。

これより議案第6号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

【日程第12 大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第12 議案第7号 大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める条例について、理事者の説明を求めます。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議案第7号 大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。また、別途配布しております議案説明資料5ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、大東四條畷消防組合職員定数条例の特例を定める条例の制定をお願いするものでございます。

内容につきましては、消防職員の高齢化や年齢別構成の偏りといった消防活動上の課題に対し、

一定期間において計画的に消防職員を採用するために職員定数を増員し、高齢化の緩和と年齢別構成の適正化を図ることにより、将来に渡り安定的な消防力を確保することを目的とするものでございます。

施行日につきましては、令和5年4月1日からとし、令和21年3月31日をもって、その効力を失うこととしております。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

なお、議案質疑は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回以内といたします。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしくお願ひいたします。

この制定の目的による職員の高齢化でありますとか、若い人材の安定した採用で安定的で持続性のある消防力を確保することを目的としていることは一定理解を示します。

その上で確認をいたしたいと思います。

まず、ひとつは採用に当たってですけれども、前議会での補正予算でもありました様に、若い世代の中途退職が生じた場合の採用数の補正などの対応及び職員の育成に対して、これまでより前進した考え方についてご見解をお願いいたします。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) はじめに、中途退職が生じた場合の対応についてお答えいたします。

今回、お示ししております採用計画では、退職者がいない時期に前倒しによる採用を行い、一定期間、職員定数を増加させていただいておりますので、採用人数の補正につきましては、退職者の状況や年齢別構成への影響などを勘案し、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

なお、当該計画に記載しておりますように、令和12年度には、その時点の状況を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うこととしております。

次に、職員の育成に対しての考え方についてお答えいたします。

若い世代が離職していく背景には、入職後における様々な要因があると考えられます。採用後のサポートの充実、モチベーションの高揚、コミュニケーション環境などを更に高めていく必要があると考えております。

具体的には、育成研修に加えまして、様々な部署に配置することでキャリアパスイメージを持てる環境や若手職員がチャレンジできる訓練や業務環境、指導する立場である幹部を育成し、職場内

のコミュニケーションを高めるなど、魅力ある職場づくりに繋がる取り組みを行ってまいります。
以上でございます。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) ありがとうございます。

予定外に人数が減った時などは状況を鑑みて、また、柔軟な対応を含めて計画を進めていただきたいと思います。

もう1点ですが、退職と再任用についてお伺いをいたします。

今からの雇用の形態につきましては、段階的に2025年まで定年が65歳まで引き上げられるという状況になります。

そこでまず1点目ですが、年齢枠が引き上げられる中での消防組合内でのベテランの方などの必要性、活躍場所などの位置づけはどのようにお考えかお聞きします。

2点目は、60歳以上になられた当事者の方の定年引き上げによる雇用継続のニーズ、あるいは認識について、組合ではどのように把握されて受け止められているか、この2点についてお伺いをいたします。

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) 議長

(瓜生議長) 西岡消防次長兼四條畷消防署長

(西岡消防次長兼四條畷消防署長) はじめに、高齢職員の活躍場所の必要性についてお答えいたします。

高齢職員が長年培った経験は、組織にとっても財産になりますので、その経験を活かしつつ、体力的なことも考慮した、65歳まで活躍できる職場環境が必要と考えております。そのため、様々な分野で活躍できるよう、年齢を問わず職員を育成するための研修や配置などを進めてまいりたいと考えております。

次に雇用継続のニーズについてお答えいたします。

雇用継続のニーズにつきましては、これまでの再任用制度での実績から、今後は、正職員と再任用の選択はあるものの、ほとんどの職員が65歳までの雇用を希望するものと考えております。

また、毎年対象となる職員にはアンケートをとり、意向を確認しており、昨年度には一定の職員を対象に定年引き上げ制度の説明会を開催し、職員の理解を深めてまいりました。

以上でございます。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論のある方はどうぞ。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第7号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

【日程第13 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第13 議案第8号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第8号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。また、議案説明資料6ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、職員の育児休業につきまして、人事院規則等の改正に伴い、本組合職員の育児休業等に関する条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業は、これまで在職期間要件を設けておりましたが、これを廃止し、取得要件の緩和を行うものでございます。

また、併せて育児休業を取得しやすい職務環境の整備に関する措置として、妊娠・出産等を申し出た職員への制度の周知と意向確認、また、職員に対する研修の実施や相談体制の整備等を新たに明記するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用としております。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしくお願ひします。

社会情勢から鑑みて、職員の方の育児休業を取りやすくしていくと、そのための緩和策のひとつとして、今回、条例改正を出されているかと思ひます。当然、必要なことだと認識しておひります。

そこでまず、当消防組合の状況について何点か確認をさせていただきます。

まず、本件は非常勤職員を対象としていますが、当消防組合における対象となる職員数と、これまでの育児休業の取得件数及び実施状況について、どのような状況かお伺ひをいたします。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。

当消防組合における育児休業の対象職員ですが、今回の改正内容にある非常勤職員では、対象となる職員はありません。また、正職員では育児休業が取得可能な職員は36名となり、これまでの育児休業の取得件数につきましては3件で、取得の状況はひと月未満から約2年間となっております。以上です。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 正職員の方についても実施されてきたということなので、非正規の方にも適用をしていただくことを求めます。

そこでですが、これまでの育児休業に関わる対応を確認いたします。

1つ目は職員に対する育児休業に係る実施、2つ目には育児休業に関する相談体制の整備、3つ目には、前の2つに掲げるものの他に育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置などについて、当消防組合におきまして、具体的な取り組みはどのように行っているのか。また、改善点についてはどのように改善をされようとしているのか、これについて伺ひます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 本改正内容としまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が含まれております。

当消防組合では、これまでも育児休業の取得の請求があった際には、希望する職員の意向に沿えるよう、交替制勤務から毎日勤務に勤務形態を変更するなどの措置を行ってまいりました。

今後につきましては、育児休業の申請の手続き、あるいは給与に関する措置などを分かりやすく示したハンドブックの作成など、職員が育児休業をより詳しく理解できるような取り組みを進めたいと考えております。

また、職員研修や相談体制については、すでに実施している研修制度や健康相談の内容を拡充する形で実施するなど、本改正の趣旨に鑑みた措置を講じる予定としております。以上です。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第8号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

【日程第14 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について】

(瓜生議長) 次に、日程第14 議案第9号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第9号 大東四條曙消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページと、議案説明資料の7ページをご覧ください。

本案は、令和3年8月10日に出されました人事院勧告に基づき、本組合一般職の職員の給与につきまして、所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、期末手当の支給月数を引き下げるものとなっております。具体的には、正職員と会計年度任用職員の期末手当については、年間0.15月分引き下げ、正職員を合計で4.3月分、会計年度任用職員を2.4月分とし、再任用職員の期末手当は、年間0.1月分引き下げ、合計で2.25月分とするもので、本年6月の期末手当支給分から適用いたします。

また、特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、令和3年12月に支給された期末手当の額に、正職員は127.5分の15、再任用職員は72.5分の10を乗じた額を減じて支給するものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(瓜生議長) 議案質疑については、1名から通告がありましたので、通告を受理した順により、質問を許可します。

それでは、2番 天野議員どうぞ。

(天野議員) よろしく申し上げます。

冒頭の改正理由のように、令和3年8月に出された人事院勧告に鑑みて所定の改正を行うということなんですけども、内容を見ましたら、2021年12月期の一時金に遡っての調整を今度の6月に行うということの説明がありました。そうしますと、再任用職員の方、あるいは年度末退職職員の方に対しては遡及しての不利益が生じると考えますが、そのことについてはどのように受け止めているのか見解を伺います。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本改正は正職員をはじめ、再任用職員及び年度末退職職員についても対象としております。また、特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当につきましては、令和3年12月に支給された期末手当の額に、正職員、再任用職員それぞれに、先ほど申し上げました率を乗じた額を減じて支給するものとしております。

この特例措置を含む国家公務員の給与改定の方針については、令和3年11月24日の閣議において決定がなされた内容であることから、関係法令の趣旨に鑑みて、本改正をお願いするものでございます。以上です。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 昨年の11月24日の閣議において決定されたとあるのですが、通常それであれば12月で実行ということになると思うのですが、それが先延ばしされたというのが、国の政治の情勢というのがひとつ響いているかと思います。

そこで、人事院勧告について国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることということで民間準拠、これを基本に勧告を行っていると言われていたのは十分理解できます。ただし、年度またぎの不利益遡及を地方自治、地方公務に疑いなく国の通知を適用されるのであれば、地方自治の判断や権限を放棄することに当たらないのかというのが引っ掛かってきます。

また、前回の人事院勧告においても引き下げが景気的情勢を踏まえて行われてきた中にあるかということで、連続しての引き下げになるのが少し引っ掛かる点です。これでは、職員の方の生活力やモチベーションの低下につながる。そして、当消防組合においてはこの2年間に亘るコロナ感染拡大時を含めた救急・救助活動において、職員の方の感染が起こる中でも消防力・救急力の維持に十分努められてきたという、非常に頑張ってくられたという実情があると思います。

そこで、不利益にも受け取られる実施を本当にやっていくのかというのは、私の考えでは見送るべきではないかと考える訳ですが、当消防組合の見解はどうお考えでしょうか、お伺いをいたします。

(堤総務課長) 議長

(瓜生議長) 堤総務課長

(堤総務課長) はじめに、当消防組合におけるコロナ禍での消防・救急活動に対して、評価のお言葉をいただき、誠にありがとうございます。

議員ご指摘のとおり、特にこのコロナ禍での職員のモチベーション維持は非常に重要なものと認識しております。

当消防組合では、継続するコロナ禍で、職員の身体的な苦痛や活動上における不安等の現状把握に努めるとともに、防疫等作業手当の整備、仮眠室の個室化等の対策を講じてまいりました。

この度の人事院勧告と国家公務員の給与改定の内容につきましては、令和2年の改定から続けざまのボーナス引き下げであり、職員の生活給への影響も大きいものでございます。

議員ご承知の通り、地方自治は、住民並びに地方公共団体の意思に基づき行われるものと認識しております。

一方で、地方公共団体の給与等につきましては、地方公務員法において、社会情勢に適應するよう、必要な措置を講じなければならないと規定されていることから、当消防組合としましては、地域の状況を踏まえつつ、国家公務員の取り扱いを基本として対応してまいりました。

以上のことから、今後につきましても、法令の趣旨に鑑みた措置を講じてまいりたいと考えております。以上です。

(瓜生議長) 天野議員の質疑が終了いたしました。

以上で、通告による質疑が終了いたしました。

他に質疑はございませんか。

【「なし」の声あり】

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論のある方はどうぞ。

(天野議員) 議長

(瓜生議長) 天野議員

(天野議員) 本案件についての反対討論をいたします。

国家公務員の給与に準じて、全市民の奉仕者として取り組まれているというご意思是尊重したいと思えます。しかしながら、今回の条例改正、一時金を0.15月分引き下げる人事院勧告に追従する内容となります。

特に問題と考えるのが、2021年12月期の一時金支給分まで、年度を遡って引き下げを行い、2022年6月期支給予定の一時金から減額調整する点にあります。

勧告は民間従業員の給与水準との均衡により出されるものとはいえ、不利益・不遡及という法の大原則に反する点では、不当な引き下げの実行とも言えます。道理のない年度を跨いでの不利益・不遡及に疑問を抱かず、人事院勧告に従うだけならば、地方自治の放棄とも言わざるを得ません。

コロナ感染拡大の間、隊員自らの感染防御に努められ、市民の命を守る救急・救助活動や消防力維持に最大限努められてきた職員の方の生活や意欲を補償する点からも、消防組合独自の視点で議論や判断をできる場を充実させていただくことを求め、反対の討論といたします。

(瓜生議長) 他に討論はございませんか。

【「なし」の声あり】

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

これより議案第9号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり、可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数でございます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は全て議了いたしました。
それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

令和4年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

さて、今議会におきまして、新しく議長に瓜生 照代議員、副議長に小南 市雄議員が就任されました。心からお祝いを申し上げます。

議長、副議長におかれましては、今後の組合運営に格別のご支援、ご協力またご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議員の皆様におかれましても、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠に有難うございました。

(瓜生議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和4年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご起立ください。

礼。ありがとうございました。

どうもご苦勞様でございました。

【閉会 14時27分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 瓜生 照代

1 番議員 児玉 亮

7 番議員 森本 勉